

IV 資料編

2 島根県関係

平成28年度 社会教育課 事務分掌表

平成28年4月1日

社会教育課長 生涯学習振興グループリーダー（総括） 社会教育主事（兼）社会教育グループリーダー 社会教育主事（兼）企画幹（青少年スタッフ）	福 間 直（内線5910） 江 角 学（内線5427） 横 田 康（内線5428） 林 和 博（内線6524）		
所 掌 事 務			
1 社会教育に関する指導及び助言に関すること 2 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること 3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く）に関すること 5 青少年の芸術及び文化の振興（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 6 公民館、図書館（学校図書館を除く）、その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く）に関すること 7 県立社会教育研修センターに関すること 8 県立図書館に関すること 9 県立青少年社会教育施設に関すること 10 中山間地域における小さな拠点づくりに向けた機運醸成に関すること 11 移住・定住対策に資する教育魅力化に関すること（他課の所掌に属するものを除く） 12 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること			
	分 掌 事 務	担 当 者	副 担 当 者
生涯学習振興グループ	1 課内事務の総括及び調整に関すること 2 生涯学習振興グループの総括に関すること 3 職員の人事、服務及び研修に関すること 4 県議会に関すること 5 陳情・要望に関すること 6 各種計画（「総合発展計画（行政評価を含む）」、「教育ビジョン21（点検評価、『島根の教育』を含む）」、「総合戦略」等）に関すること 7 文書取扱主任・公印取扱主任・物品取扱主任に関すること 8 広報主任に関すること 9 少年自然の家の事務総括に関すること（兼務）	GL（総括） 江角 学 （内線5427）	企画員 坂本 直美 企画員 梶 和美
	1 島根県公民館連絡協議会予算の適正な執行に関すること 2 栄典及び各種表彰に関すること 3 島根県高等学校文化連盟に関すること 4 青少年文化活動推進事業に関すること 5 島根県青少年芸術文化表彰に関すること 6 ふるさとティーチャーの派遣・研修に関すること 7 地域と中学校の文化活動支援事業に関すること 8 芸術文化鑑賞機会の提供（文化庁事業及び文化庁以外の事業）に関すること 9 少年自然の家の予算及び執行に関すること（兼務） 10 少年自然の家の物品及び公有財産に関すること（兼務）	企画員 坂本 直美 （内線6485）	企画員 梶 和美

	分掌事務	担当者	副担当者
生涯学習 振興 グループ	1 生涯学習に関すること 2 国庫金の事務の適正な執行に関すること 3 広聴・広報に関すること 4 後援・共催に関すること 5 男女共同参画及び女性団体に関すること 6 社会教育施設に関する条例・規則の改廃に関すること 7 附属機関等の委員に関すること 8 県立青少年の家に関すること 9 各種調査照会の取りまとめに関すること 10 「社会教育の方針と事業」の編集に関すること 11 職員の福利・厚生に関すること 12 公務災害に関すること 13 エコリーダーに関すること 14 その他庶務一般に関すること 15 少年自然の家の庶務に関すること（兼務）	企画員 梅 和美 (内線 6875)	主任主事 保科 岳史
	1 歳入・歳出予算の編成及び執行に関すること 2 島根県社会教育委員連絡協議会予算の適正な執行に関すること 3 県立社会教育施設の維持管理の調整に関すること 4 物品の出納・保管に関すること 5 公有財産に関すること 6 県立図書館に関すること 7 子ども読書活動の推進に関すること 8 「楽天いどうとしょかん」に関すること 9 行政情報化、情報公開及び個人情報保護に関すること 10 文書管理に関すること 11 災害連絡に関すること	主任主事 保科 岳史 (内線 6875)	企画員 坂本 直美
	1 島根県高等学校文化連盟との連絡・調整に関すること 2 ふるさとティーチャーの派遣・研修、青少年文化活動推進事業、島根県青少年芸術文化表彰、及び地域と中学校の文化活動支援事業における学校等との連絡・調整に関すること 3 放送大学島根学習センターとの連絡・調整に関すること 4 課内業務の補助に関すること	嘱託職員 樋口 知子 (内線 6485)	企画員 坂本 直美 事務員 井上 美佳

	分掌事務	担当者	副担当者
社会教育グループ	1 社会教育グループの総括に関する事 2 社会教育事業の総括及び調整に関する事 3 社会教育主事派遣制度に関する事（総括） 4 社会教育施設との調整に関する事 5 社会教育主事資格取得講習及び認定に関する事 6 市町村の社会教育事業の助言に関する事	社会教育主事 (兼)社会教育GL 横田 康 (内線 5428)	社会教育主事 (兼)地域教育SL 大森 伸一 社会教育主事 (兼)家庭教育SL 槇野 吉人
	1 島根県社会教育委員の会に関する事 2 島根県社会教育委員連絡協議会に関する事 3 公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業の総括に関する事 4 市町村社会教育・生涯学習主管課長及び担当者等の会議に関する事 5 県立社会教育研修センターに関する事 6 全国及び中四国主管課長会議に関する事 7 社会教育における島根大学との連携に関する事	社会教育主事 (兼)地域教育SL 大森 伸一 (内線 5429)	社会教育主事 池田 哲也
	1 島根県公民館連絡協議会に関する事 2 地域課題解決型公民館支援事業に関する事 3 実証！地域力醸成プログラム（多世代がつながる地域づくりモデル事業）に関する事 4 実証！地域力醸成プログラム（若者の地域参画：公民館職員）に関する事 5 しまねのふるまい推進プロジェクト事業（公民館ふるまい推進事業）に関する事 6 高齢者教育に関する事	社会教育主事 池田 哲也 (内線 5429)	社会教育主事 福本 修司
	1 PTAに関する事（連絡協議会・指導・表彰） 2 実証！地域力醸成プログラム（若者の地域参画：大学連携）に関する事 3 ふるさと教育に関する事（交付金、教職員研修） 4 公民館ふるさと教育推進モデル事業に関する事 5 親子と地域をつなぐPTCA活動活性化事業に関する事 6 成人教育に関する事	社会教育主事 福本 修司 (内線 6876)	社会教育主事 (兼)地域教育SL 大森 伸一
	1 社会教育主事派遣制度に関する事 2 社会教育主事等の研修に関する事 3 教育事務所社会教育スタッフとの連携に関する事 4 結集！しまねの子育て協働プロジェクトの総括及び家庭教育支援に関する事 5 企業と連携した「職場で親学！！」モデル事業に関する事 6 国立・県立青少年教育施設に関する事 7 社会教育主事講習派遣教員活動交付金に関する事	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 槇野 吉人 (内線 5428)	社会教育主事 水浦 千晃

		分掌事務	担当者	副担当者
社会教育グループ		1 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（学校支援、放課後支援、土曜日の教育支援）に関すること 2 国庫補助事業に関すること 3 ふるさと体験活動調査研究モデル事業に関すること 4 優れた地域による学校支援活動表彰に関すること 5 優良少年団体表彰に関すること 6 青少年団体の指導及び指導者養成に関すること 7 青少年教育に関すること	社会教育主事 水浦 千晃 (内線 5428)	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 槇野 吉人
		1 中山間地域における小さな拠点づくりに向けた機運醸成に関すること	企画員 (併任 しまね暮らし推進課) 後藤 尊宜 (内線 5065) 主任主事 (併任 しまね暮らし推進課) 黒崎 裕人 (内線 5687)	
		1 移住・定住対策に資する教育魅力化に関すること	嘱託職員 教育魅力化特命官 (併任 しまね暮らし推進課) 岩本 悠 (内線 6876、5686、6165) 嘱託職員 教育魅力化支援員 (併任 しまね暮らし推進課) 宇野 由里絵 (内線 6876、5686、6165)	
		1 ふるさと教育推進事業の補助業務に関すること 2 島根県公民館連絡協議会事業の補助業務に関すること 3 国庫補助事業の補助業務に関すること 4 文書の收受・発送・保管に関すること 5 課内業務の補助に関すること	事務員 井上 美佳 (内線 5428)	社会教育主事 福本 修司 嘱託職員 樋口 知子
青少年S	1 青少年行政の連絡調整に関すること	社会教育主事 (兼) 企画幹 林 和博 (内線 6524)		

社会教育主事派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第2項第8号に基づき、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

(職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 地域づくりを担う人づくりの推進

(派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
 - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が一の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の分限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

- 第12条** 派遣社会教育主事の給与（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）及び退職手当は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。
- 2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

- 第13条** この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。
- 2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、第4項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された教職員（「再任用派遣社会教育主事」）を派遣社会教育主事とする場合、その負担金の額は、県教育委員会の規定に基づき支給される給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。
- 4 前2項の率は、市にあつては2分の1、町村にあつては4分の1とする。
- 5 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。
- 6 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を12で除して得た金額に、該当月数に乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度以降の派遣に関し適用する。
- 4 この要綱は、平成26年3月18日から施行し、平成26年度以降の派遣に関し適用する。
- 5 この要綱は、平成28年2月8日から施行し、平成28年度以降の派遣に関し適用する。

ふるさと教育基本方針

島根県教育委員会

1 ふるさと教育の基本方針

島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく必要がある。

そこで、地域においては、住民がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。

学校においては、地域の人々とともに行う自然体験、社会体験等を通じて、子供たちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む。また、地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育む。

また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・地域が相互理解の上に緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら取り組む。

2 ふるさと教育の定義

地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動

3 ふるさと教育が目指すもの

(1) 地域

- ・地域住民のふるさとへの理解促進
- ・地域を支える次世代の育成

(2) 学校

- ・ふるさとへの愛着や誇りの醸成
- ・地域に貢献しようとする意欲の喚起

4 主な取組

(1) 地域

地域の課題解決に向けた取組の充実

- 地域における体験活動の充実
- 担い手育成など、地域の課題をテーマとした取組の充実
- 学校支援体制の充実

(2) 学校

学習の深まりを意識した取組となる指導の充実

- 就学前から高等学校までの一貫性のある教育の充実
- 発達の段階を踏まえた教育の充実
- 地域・島根と世界や我が国との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える指導の推進

島根県社会教育委員名簿

任期：平成26年6月24日～平成28年6月23日

（平成26年8月7日 一部改選）

（平成27年4月23日 一部改選）

（平成27年7月21日 一部改選）

No.	氏名	ふりがな	性別	地域	役職
1	安部 隆	あべ たかし	男	奥出雲	島根県市町村教育長会副会長 (奥出雲町教育長)
2	有馬 毅一郎	ありま きいちろう	男	松江	島根大学名誉教授
3	飯庭 久美子	いしば くみこ	女	松江	島根県国公立幼稚園・子ども園長会会長 (松江市立幼保園のぎ園長)
4	門脇 裕	かどわき ゆたか	男	隠岐	公募委員
5	栗栖 真理	くりす まり	女	浜田	浜田まちの縁側代表
6	佐田尾 志おり	さだお しおり	女	江津	江津市立跡市小学校校長
7	高尾 雅裕	たかお まさひろ	男	松江	山陰中央新報社 論説委員会委員長
8	多久和 郁江	たくわ いくえ	女	出雲	島根県PTA連合会母親委員会副委員長
9	竹田 尚子	たけだ なおこ	女	松江	NPO法人おやこ劇場松江センター副理事長
10	田中 恭子	たなか ゆきこ	女	浜田	島根県立大学総合政策学部准教授
11	長岡 誠	ながおか まこと	男	松江	島根県公民館連絡協議会会長
12	藤井 伸治	ふじい しんじ	男	大田	美郷町立大和中学校校長

社会教育関係各種表彰一覧

[平成27年度]

表彰者	表 彰 名	被 表 彰 者
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	松江市立大庭小学校PTA 大田市立鳥井小学校PTA
	PTA活動振興功労者表彰	(※5年ごとに実施 平成27年度はなし)
	優れた「地域による学校支援活動」文部科学大臣表彰	浜田第一中学校区学校支援地域本部 (浜田市) 豊川地区つろうて子育て推進協議会 (益田市)
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰	益田市立図書館 ちいさなろうそくの会 (邑南町)
	優良公民館表彰	松江市玉湯公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	該当なし
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	該当なし
県教育長	優良公民館表彰	浜田市立今市公民館
	公民館職員表彰	森 泰 (松江市城西公民館 館長) 竹谷 強 (松江市古志原公民館 館長) 野津久美子 (松江市島根公民館 主任) 伊藤 正清 (出雲市古志コミュニティセンター センター長) 高橋 一夫 (出雲市鱈淵コミュニティセンター センター長) 鳥田 富夫 (出雲市久多美コミュニティセンター センター長) 安部 晴美 (奥出雲町立布勢公民館 主事) 松崎由紀子 (奥出雲町立八川公民館 主事) 岡本 修治 (浜田市立雲城公民館 館長) 大崎 寿子 (浜田市立雲城公民館 主事) 岩土みどり (浜田市立今福公民館 主事) 横山さつき (浜田市立小国公民館 主事) 泉 充規 (大田市立仁摩公民館 館長) 落合 美樹 (大田市仁万まちづくりセンター 職員) 三宅 正隆 (邑南町出羽公民館 館長) 山根美登利 (邑南町口羽公民館 事務員) 長谷 薫 (益田市益田公民館 館長) 小原美智子 (益田市二川公民館 館長) 増見 博司 (益田市匹見下公民館 主事) 寺戸 達志 (吉賀町六日市公民館 館長)
	優良少年団体表彰	知夫村子ども「皆一踊り・歌舞伎」保存会 (知夫村) 平田高等学校JRC部 (出雲市)
(社)全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	若槻 郁子 (松江市八雲公民館 主任)

	公民館功労者表彰	吉川 正 (島根県公民館連絡協議会 前副会長)
	公民館永年勤続職員表彰	松尾 強 (松江市法吉公民館 公民館地域活動 コーディネーター) 山根 崇典 (松江市大庭公民館 主任) 寺津 千賀 (松江市白潟公民館 主任) 足立久美子 (出雲市遙堪コミュニティセンター マネージャー) 上田 保子 (出雲市西田コミュニティセンター マネージャー) 大森 真弓 (出雲市出東コミュニティセンター チーフマネージャー) 高橋裕美子 (大田市長久まちづくりセンター 職員)
山陰中央新報社	地域開発賞 (教育賞)	森脇 治夫 (出雲市) ※県高P連から推薦
(社)全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	山崎 壽松 (浜田市)
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	倉橋 裕子 (飯南町) 馬場 真由美 (浜田市) 松崎 恵美子 (益田市) 村上 幸子 (吉賀町) 高松 照佳 (海士町)
全国視聴覚教育連盟	視聴覚教育功労者表彰	該当なし